

令和7年御殿場市議会
3月定例会議案資料
(第2号)

件名	頁
議案第35号関係資料	1
議案第36号関係資料	3
議案第38号関係資料	4
議案第39号関係資料	6
議案第40号関係資料	8
同意第3号関係資料	15
報告第2号・第3号関係共通資料	16

議案第 3 5 号関係資料

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の改正概要

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたため、これに応じて改正を行うものです。この改正により、消防団員及び消防作業従事者等が公務等により死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった際の補償基礎額の改定を行うほか、消防団員及び消防作業従事者等の扶養親族等に係る加算額の改定も行います。

2 改正の内容

(1) 消防団員等の補償基礎額 (単位：円)

階級	勤務年数					
	10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
団長及び副団長	12,900	12,500	13,700	13,350	14,500	14,200
分団長及び副分団長	11,300	10,800	12,100	11,650	12,900	12,500
部長、班長及び団員	9,700	9,100	10,500	9,950	11,300	10,800

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額 (単位：円)

最低額		最高額	
改正後	改正前	改正後	改正前
9,700	9,100	14,500	14,200

(3) 扶養親族等に係る補償基礎額の加算額 (単位：円)

区分	加算額（日額）	
	改正後	改正前
配偶者	100	217
22歳に達する日の年度末までの子	383	333
22歳に達する日の年度末までの孫	217	217
60歳以上の父母・祖父母		
22歳に達する日の年度末までの弟妹		
重度心身障害者		

3 施行日

令和7年4月1日

議案第 36 号関係資料

御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正概要

1 改正の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）の改正に基づき、勤続 30 年以上の団員の処遇改善を図ります。

2 改正の内容

これまで勤続 30 年以上の消防団員の退職報償金は、施行令に合わせ一律としてきましたが、この度の施行令改正に合わせ本市条例も改正し、勤続 35 年以上の勤続年数区分を新たに追加するとともに、勤続 30 年以上 35 年未満については 1 年ごと細分化して区分します。

なお、今回の改正で勤続 30 年未満の退職報償金は変わりません。

○現行の退職報償金（勤続年数 30 年以上のみ表示）（単位：円）

勤続年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長班長	団員
30 年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000

○改正後の退職報償金（勤続年数 30 年以上のみ表示）（単位：円）

勤続年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長班長	団員
30 年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
31 年未満						
31 年以上	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
32 年未満						
32 年以上	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
33 年未満						
33 年以上	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000
34 年未満						
34 年以上	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000
35 年未満						
35 年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 38 号関係資料

防災行政無線施設（簡易型個別受信機）の取得について

1 事業の概要

市では、住民に対し防災行政無線の戸別受信機を貸与し、演習場利用計画、防災・災害情報、市からのお知らせ等の周知を図っていますが、現在貸与している受信機の多くは平成26年度から順次設置してきたものであり、耐用年数を超過し故障等が多数発生していることから、速やかに更新を図るため、450台の簡易型戸別受信機を導入するものです。

今年度は、令和11年度完了予定の既存戸別受信機の更新期間6年間のうち、1年目に当たります。

- (1) 事業名：防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）設置事業
- (2) 事業費：31,240,000円（防衛8条補助金75%）
- (3) 納期：令和7年6月30日
- (4) 内容：防災行政無線施設（固定系）、いわゆる同報無線について、更新用及び新規設置者用の戸別受信機450台を購入する。

簡易型戸別受信機の概要

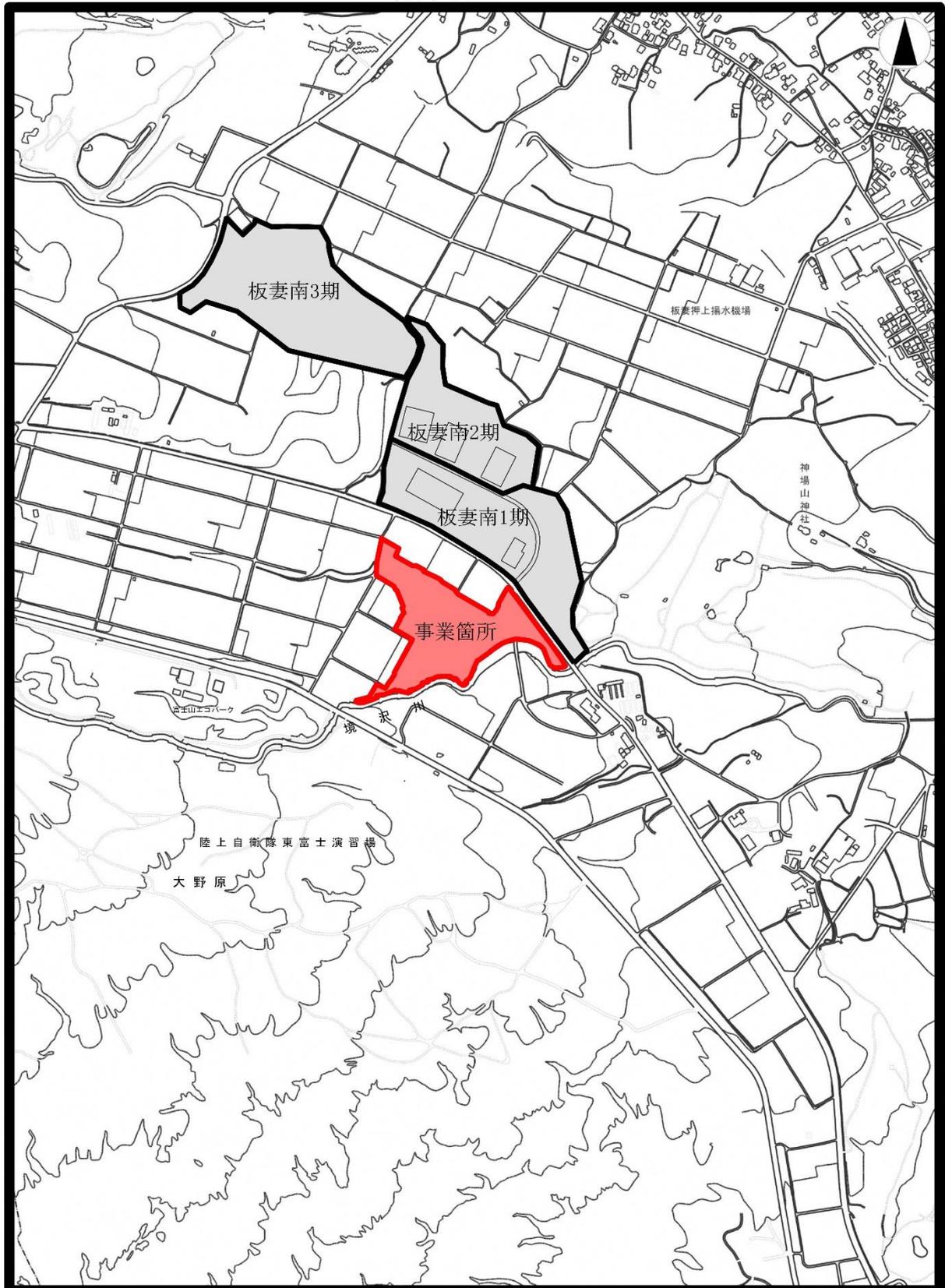
1 総合性能

- (1) 構造 : 据置き型又は壁掛型
- (2) サイズ : 160×106×42mm
- (3) 重量 : 約370g (ACアダプター、乾電池含まず)
- (4) 電源 : 商用電源 AC100V±10%、ACプラグ
電池電源 公称DC5.2V
- (5) 消費電力 : 5W以下 (ACアダプタ)
- (6) 使用電池 : 単1アルカリ乾電池2本
- (7) 電池動作 : 放送5分、待受け55分にて120時間以上
- (8) 乾電池アラーム : 電池電圧低下を検出した場合、本体前面の電源ランプが緑色から赤色に変わること。
- (9) 内部スピーカー : 最大出力0.5W
乾電池動作時 : 最大出力0.1W

2 無線系条件

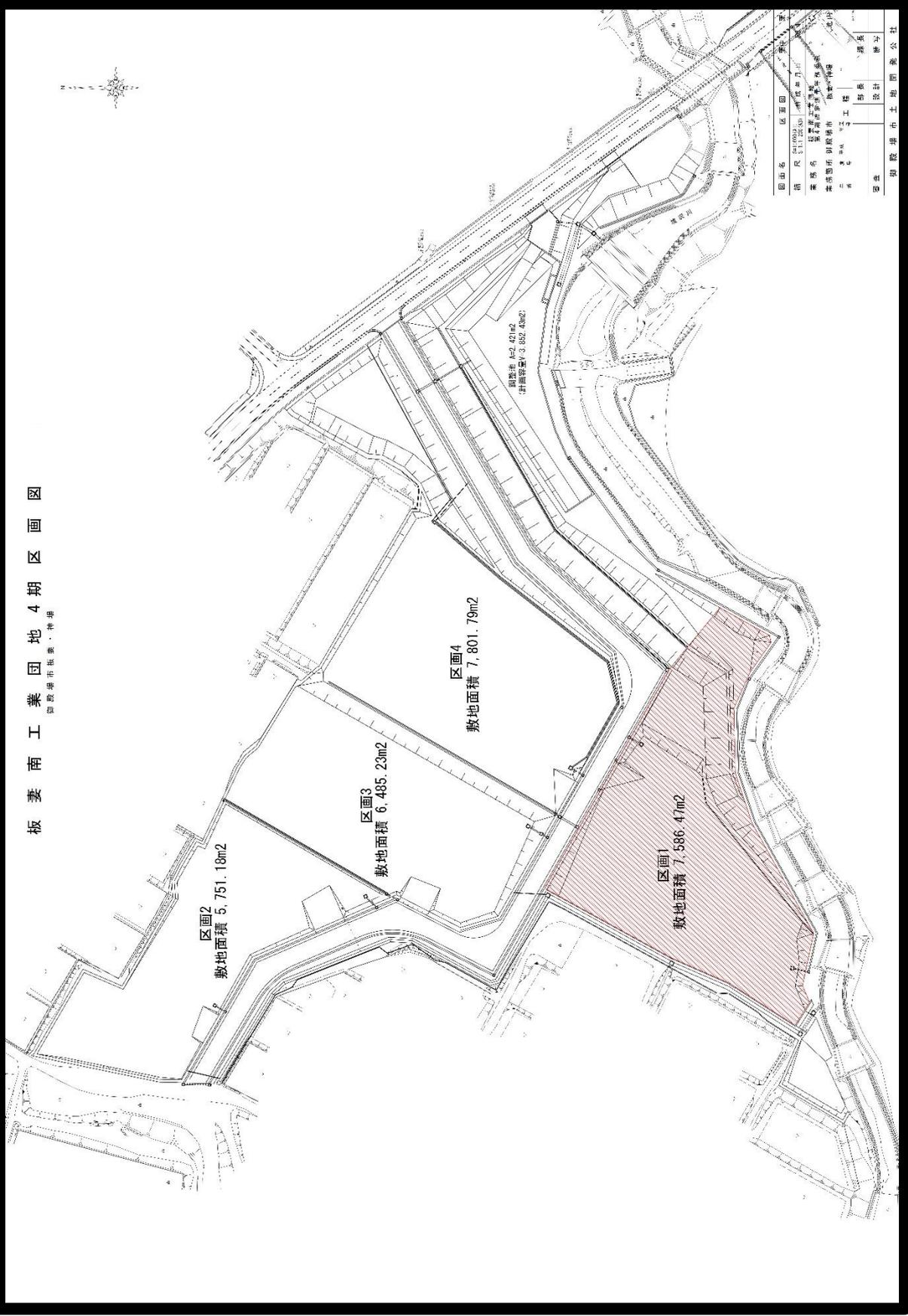
- (1) 受信周波数 : 55.26125MHz、61.22375MHz
59.40125MHz、56.93375MHz
59.46875MHz 内1波
- (2) 変調方式 : QPSK
- (3) 受信感度 : BER 1×10^{-2} (スタティック) にて-2dB μ V以下
- (4) スプリアスレスポンス : 53dB以上
- (5) 隣接チャンネル選択度 : 42dB以上

板妻南工業団地開発第4期事業
位置図



板妻南工業団地4期区画図

御殿場市板妻・神場



議案第40号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書 (御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロン)

1 候補者選定の経過及び結果

御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の選定にあたり、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公募にて選定を実施しました。

(1) 公募期間

令和6年11月12日(火)から令和6年12月13日(金)まで

応募団体 2団体

ア TRC・GSKパートナーズ

イ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(2) 現地説明会

令和6年11月21日(木)

参加団体 7団体

ア 御殿場総合サービス株式会社

イ 株式会社ヴィアックス

ウ 株式会社図書館流通センター

エ 株式会社共栄 静岡支店

オ 株式会社サンアメニティ

カ ナカバヤシ株式会社 東京支店

キ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(3) 指定管理者申請受付期間

令和6年12月6日(金)から令和6年12月13日(金)まで

申請団体 2団体

ア TRC・GSKパートナーズ

イ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(4) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和7年1月29日(水)

御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンに係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(5) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の候補者は、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」に決定しました。

2 「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」の概要

(1) 設立年月日 昭和61年11月1日

(2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

(3) 代表者 代表取締役 山田 智治

(4) 事業内容 給食業務（学校給食、保育園給食、社員食堂）

学童・放課後クラブ運営業務、図書館業務、人材派遣業務 等

(5) 事業実績 社会サービス事業（図書館、複合施設、観光施設 外）

学童保育事業、学校給食事業 等

3 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨（御殿場市立図書館）

(1) 管理運営の基本方針

御殿場市立図書館の設置目的である「市民の教育と文化の発展に寄与すること」を十分理解し、「施設の設置目的を効果的に発揮すること」及び「費用対効果を高めた効率的な運営をすること」を使命とする一方、情報の発信・交流の拠点として市民と資料を有機的につなげる“市民に親しまれる図書館運営”に努めます。

また、新図書館の特徴を十分に理解するとともに、新図書館に対する市及び市民の期待に正しく応えることで、地域社会の知識と文化の中心としての役割を果たせるよう努めます。加えて、多様な情報資源へのアクセスを提供し、全ての市民に平等な学びの機会を提供するとともに、地域の絆を深める場を創造することで“地域連携日本一の図書館”を目指します。

(2) 市民ニーズの把握及び市民サービスの向上

利用者の利便性を第一に考え、市民のニーズを把握するよう努めます。このため、利用者アンケート、セルフモニタリングの実施等により、サービスが要求基準を充足しているか確認し、不具合がある場合は改善を図るとともに、利用者の意見・要望を反映させていきます。

なお、改善事項は職員に周知徹底するとともに、これらが確実に実施されているか確認することで、サービスの維持・向上を継続的に実現してまいります。

(3) 利用促進の方策

利用者の読書意欲を高め、一冊でも多くの本との出会いを創出するため、多様な展示・特集を実施します。利用者への提案型の展示・特集を、効果的なタイミングで臨機応変

に実施し、利用促進に積極的に取り組みます。特に、ランキングコーナー展示、時節に見合った時事展示等、「本と利用者をつなぐかけはし」となるよう魅力的な展示を展開します。

その他利用促進の方策として蔵書点検システムロボに加え、現在の移動図書館を補完するための小型移動図書館を導入する等、更なる利便性の向上に努めます。

(4) 平等利用の確保

図書館法の「無料の原則」に基づき、「誰でも、いつでも、どんな資料でも」提供するという公立図書館が担うべき基本的役割及び関係法令等を理解・遵守して業務を行うとともに、市民を支える情報拠点として「読みたい、調べたい、学びたい」に応えるため、本を媒介とした「つながる、ひろがる、にぎわう」コミュニティづくりを目指します。

(5) 管理運営組織体制

館長1名、統括副館長1名、副館長1名、責任者2名の計5名の職員により、開館時間中は責任者不在の時間が発生しないようにするとともに、その他職員20名、カフェ人員4名により、安定した業務運営ができる体制を整えて管理運営します。繁忙期は配置人数を増やす等の対策をしてフレキシブルな運営を行っていきます。

また、職員に占める司書等の有資格者の比率については55%を最低ラインとし、より多くの有資格者の配置に努めます。

他にも移動図書館車運転手、郷土資料展示責任者、カフェ責任者、レファレンス担当者等、図書館の管理運営に特化した担当も配置します。

(6) 個人情報の保護

情報の安全管理を遵守することが企業活動の基本であるとともに、企業の社会的責任であると認識し、個人情報保護を企業活動における最重要事項の一つと位置付けています。このため、個人情報の保護に関する法律の遵守はもちろんのこと、館長を個人情報保護責任者とし、職員への十分な教育により個人情報保護に対する意識を高め、徹底した安全対策の下に業務を遂行し、利用者から安心・信頼される運営を目指します。

(7) 災害時、緊急時の対応

災害・緊急事態の発生時は、あらかじめ決められた役割分担に沿って速やかに、かつ冷静に対応することで利用者の安全を確保します。利用者の速やかな誘導が実施できるよう、危機管理マニュアル等について全職員に周知徹底を図るとともに、防犯・防災研修及び避難訓練を実施します。

また、不特定多数の人が入館できる施設であるため、様々なトラブルが起こることを想定し、通常時から安全管理体制を整備するとともに、定期的な館内巡回を行い、事故等を未然に防ぐよう努めます。

(8) 図書館資料の管理・選定

新図書館の特徴の1つである「コマ」を活かし、市民が読書意欲を高め、1冊でも多くの本との出会いを創出するための配架・展示を目指すとともに、市民の情報拠点としての役割を果たすことができるよう適切な資料管理に努めます。

資料の収集に当たっては、「御殿場市立図書館資料選定基準」に沿った上で、市民のニーズに基づいた公平な選書を心掛けます。また、日々変化するニーズを把握し、社会時事、トレンド等の最新の情報に留意しながら、適切かつ幅広い資料の収集に努めます。

郷土資料についても、その収集及び保存が地域図書館の責務であることを十分に認識し、責任を持って収集するとともに、デジタル化の環境を整備します。

(9) 図書館サービスの提供

貸出・返却等の基本的なサービスについては、正確かつ迅速な処理を行い、丁寧な接客、分かりやすい説明を心掛けるとともに、利用者の課題解決を支援するためのレファレンスサービスを特に重要なサービスと位置付け、力を入れて取り組んでまいります。

また、市民との関わりを重視した利用促進策を実施し、地域交流を通じて図書館に興味・関心をもっていただけるような運営を心掛けます。

加えて、「御殿場市子ども読書活動推進計画」にある“すべての子どもたちに豊かな読書活動を”を主軸として、社会教育施設としての公共図書館の在り方を認識した事業展開をしてまいります。

(10) イベント・館内展示等の事業計画

図書館は老若男女問わず様々な方が利用する生涯学習施設であることを踏まえ、多様なイベントを実施することで、利用者の課題解決及び生涯学習の契機となるよう努めます。

また、イベントに関連した図書の特集展示等で紹介していくことで、図書館資料の利用促進に繋がります。

さらに、イベント等の実施についてホームページ、X（旧ツイッター）、インスタグラム等の多様な媒体を活用し、積極的に情報発信を行います。

(11) 教育と文化の発展に関する計画

郷土資料展示と連動した図書の特集等により、郷土資料館機能が同一施設内にあることの強みを活かした運営を行います。

来館者への憩い・交流の場を提供するために設けるカフェコーナーについては、ゆったりくつろぎながら御殿場の魅力を感じられる内装とするとともに、地場産品を使用したメニュー展開を行います。

また、市及び図書館関連ボランティア団体の方々とも協力してより良い図書館を目指していくことで、地域と密に関わり合いながら、共に成長する図書館づくりに取り組んでまいります。

さらに、食育講座を積極的に開催する等、自社が力を入れて取り組んでいる食育事業を

図書館の事業運営に活かしてまいります。

4 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨（御殿場市富士山市民のサロン）

(1) 管理運営の基本方針

御殿場市富士山市民のサロンの設置目的である「市民の生涯学習及び多様な世代の交流を促進し、社会教育の推進を図ること」を十分理解し、「施設の設置目的を効果的に発揮すること」及び「費用対効果を高めた効率的な運営をすること」を使命として、管理運営に努めます。

また、利用者の視点に立ち、公平・公正に運営しているか確認するため、利用者アンケートを実施するとともに、意見箱を設置します。

さらに、勤労者の利用促進、乳幼児連れの親への配慮、高齢者や障がい者の利用便宜を推進する等、利用者のニーズに応える柔軟な対応を心がけ、新たなサービス向上策を実現し、「施設価値の最大化」を目指します。

(2) 市民ニーズの把握及び市民サービスの向上

利用者のニーズ把握のための利用者アンケート、セルフモニタリングの実施及び意見箱の設置により、サービスが要求基準を充足しているか確認し、不具合がある場合は改善を図るとともに、利用者の意見・要望を反映させていきます。

なお、改善事項は職員に周知徹底するとともに、これらが確実に実施されているか確認することで、サービスの維持・向上を継続的に実現してまいります。

(3) 利用促進の方策

利用者の拡大に努めるため、ホームページ及びSNSを活用し、積極的に情報発信を行います。イベント情報の広報以外にも、生涯学習室の利用事例等を掲載し、新たな利用者獲得に努めます。同時に、図書館と連携した情報発信を行い、普段あまり接点がないそれぞれの施設利用者が交流する機会の創出を図ります。

また、市民ギャラリーを活用し、より多くの方に展示してもらうことで、多様な世代の交流を図ります。加えて、市民ギャラリーを活用したイベントを実施していきます。

さらに、受験に向けて自習室の利用が増えることから、既に実施している学業成就企画を両施設で実施し、企画を盛り上げていきます。

(4) 平等利用の確保

関係法令等を理解・遵守して業務を行うことはもとより、市民ギャラリー、親子スペース、相談室、自習室、生涯学習室等を備えた市民が集う生涯学習と憩いの場であることを念頭に運営を行い、施設環境を整えながら過ごしやすい空間づくりを心がけます。

また、多様な市民の要望にかなう、人が交流する拠点として、かつ質の高い事業により活気ある施設となるよう全力で取り組みます。

(5) 管理運営組織体制

図書館長が所長として指揮を執り、図書館統括副館長が御殿場市富士山市民のサロンの統括責任者を兼務し、定期的に巡回することでフォロー体制を作ります。御殿場市富士山市民のサロンの責任者1名、非常勤職員3名により、安定した業務運営ができる体制を整え管理運営します。日曜、祝日、学校の長期休業期間、イベント開始時等の繁忙期には配置人数を増やす等の対策をしてフレキシブルな運営を行っていきます。

また、エリアマネージャーが定期的に施設を訪問し、運営状況の確認、従業員の管理指導、業務に関するアドバイス等を行い、積極的にバックアップします。

(6) 個人情報の保護

情報の安全管理を遵守することが企業活動の基本であるとともに、企業の社会的責任であると認識し、個人情報保護を企業活動における最重要事項の一つと位置付けています。そのため、個人情報の保護に関する法律の遵守はもちろんのこと、富士山市民のサロン所長を個人情報保護責任者とし、職員への十分な教育により個人情報保護に対する意識を高め、徹底した安全対策の下に業務を遂行し、利用者から安心・信頼される運営を目指します。

(7) 災害時、緊急時の対応

安全危機管理マニュアル、緊急連絡網等の整備及び安全管理体制の構築により、災害・緊急事態の発生時は、あらかじめ決められた役割分担に沿って速やかに、かつ冷静に対応することで利用者の安全を確保します。

また、利用者の速やかな誘導が実施できるよう、マニュアル等について全職員に周知徹底を図るとともに、防犯・防災研修及び避難訓練を積極的に実施します。加えて、定期的な館内巡回を行い、事故等を未然に防ぐよう努めます。

(8) 施設事業計画及び事業効果

御殿場市富士山市民のサロンは、多様な市民が利用する生涯学習及び憩いの場となる施設であるため、様々な世代の交流のきっかけとなる企画を実施することで新たな需要を掘り起こし、利用促進につなげます。図書館との連携によるおはなしの会、給食センターとの連携による食育イベント、自社が請け負っている学校給食事業及び学童保育事業の部門と連携した企画を実施していく予定です。

また、御殿場市富士山市民のサロンを拠点として多数の教室を開講している御殿場市ボランティアセンター「ひろがり学習塾」と、さらなる市民交流及び教室の学習成果の発表の機会として、毎年「ひろがり学習塾まつり」を開催します。

さらに、より一層の施設利用を促すため、様々な媒体を活用してPRを行うことで施設の魅力を発信し、新規利用者の開拓及びリピーターの増加を目指します。

(9) 生涯学習の推進

施設として実施するイベントへの参加、市民ギャラリーを利用した団体の活動を発信する場所の提供、現在施設を利用している生涯学習団体の活動実績の紹介等を通じて、新たな需要の掘り起こしと施設の周知を進めていきます。

また、施設を利用して、生涯学習講座を実施し、生涯学習団体と生涯学習を始めたい市民とのマッチングの役割を果たします。

図書館ボランティアをはじめとする団体等と協力し、ボランティア活動を通じた自己啓発・自己実現につながる生涯学習活動の推進に努めていきます。

同意第3号関係資料

御殿場市教育委員会教育長候補者経歴概要

氏名	勝亦 重夫 (かつまた しげお)
住所	【略】
生年月日	【略】
学歴	【略】
職歴	【略】
公職歴	【略】
所属政党	【略】

報告第2号・第3号関係共通資料

御殿場市営住宅に係る建物明渡等請求事件の提訴について

1 訴訟の概要

市では市営住宅家賃の滞納解消に向け、債務者に対して督促状の発送、個別の指導等を実施しています。しかし、入居者が所在不明になるケースがあり、家賃滞納が解消できないだけでなく、その所有物が残置物となり、市営住宅の管理上支障を来しています。

このようなことから、適切な市営住宅の管理を実施するため、民事訴訟法第134条第1項の規定により、所在不明の入居者等に対し、住宅の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴えを提起します。

2 相手方

(1) 報告第2号

相手方	【略】
入居住宅	【略】
入居期間	平成18年12月18日～現在
滞納金額	2,867,600円
滞納期間	平成30年5月から令和7年1月までの期間のうち71か月
残置物の状況	住宅内の所有物

(2) 報告第3号

相手方	【略】
入居住宅	【略】
入居期間	平成9年6月5日～平成29年2月28日
滞納金額	283,600円
滞納期間	平成25年4月から平成29年2月までの期間のうち42か月
残置物の状況	住宅内の所有物及び駐車場の車両

3 訴訟の効果

- (1) 明渡し請求の判決が確定することで、残置物処分の強制執行の申立てが可能となります。
- (2) 滞納家賃の支払請求の判決が確定することで、給与債権等差押えの強制執行の申立てが可能となります。

